ASEAN憲章の策定

鈴木早苗

の署名であった。本稿では憲章策定をめぐる合意形成を分析し、憲章の内容を紹介する。 大の焦点はASEANという組織を法的に規定するASEAN憲章(ASEAN Charter) 二〇〇七年一一月二〇日、シンガポールで第一三回ASEAN首脳会議が開催された。この会議の最 以下「憲章」)

これまでの経緯

○年代以降、議題に上らなくなった。 ●時代以降、議題に上らなくなった。 一年、七四年にもその必要性を主張し続けた(参考文献①、 国際組織の設立規約・設立協定の類のものと考えてよい。 ので、国際組織の設立規約・設立協定の類のものと考えてよい。 国際組織化に積極的で、一九六八年に憲章の策定を提案、一九 と立は、国際組織が設立される際に加盟国が署名するも ので、国際組織の設立規約・設立協定の類のものと考えてよい。 国際組織化に積極的で、一九六八年に憲章の策定を提案、一九 とうさな、 一九六八年に憲章の策定を提案、一九 とうさてよい。 とうさでより、 ので、国際組織の目的、原則、意思決定手続き ので、はの加盟国の同意を得られず憲章策定は一九八 とうさでより、 のよう

において重要なプレーヤーとみなされるようになった。国際社せ、アジア太平洋経済協力会議(APEC)など広域地域協力一九九○年代に入り、ASEANは域外協力を大幅に拡大さ

もいえる。四○年の間に加盟国間で進められた協力と信頼醸成の結果だと四○年の間に加盟国間で進められた協力と信頼醸成の結果だとに合意した。この合意は、これまでの経緯を考えれば、設立後のASEANの制度整備を進める必要があると考え、憲章策定会でのASEANの地位が高まるにつれ、加盟国は組織として

七ブ島(フィリピン)での首脳会議に提出した(参考文献③)。 こ○○四年、第三七回ASEAN年次閣僚会議(ASEAN Ministerial Meeting =AMM、定例外相会議を指す)の共同声明 Ministerial Meeting =AMM、定例外相会議を指す)の共同声明 で、憲章策定のためのクアラルンプール宣言が発表され、全 では、憲章策定のためのクアラルンプール宣言が発表され、全 では、憲章策定のためのクアラルンプール宣言が発表され、全 では、憲章策定のためのクアラルンプール宣言が発表され、全 では、憲章策定のためのクアラルンプール宣言が発表され、全 では、憲章策定のための提言書を作成、二○○七年一月、 た。EPGは憲章策定のための提言書を作成、二○○七年一月、 た。EPGは憲章策定のための提言書を作成、二○○七年一月、 た。EPGは憲章策定のための提言書を作成、二○○七年一月、 た。EPGは憲章策定のための提言書を作成、二○○七年一月、 た。EPGは憲章策定のための提言書を作成、二○○七年一月、 かけいました(参考文献③)。

の首脳会議に提出した。(HLTFは憲章草案を策定、今回(HLTF)が設置された。HLTFは憲章草案を策定、今回加盟国政府高官から構成されるハイレベル・タスクフォースこの会議で、EPG提言書が憲章策定の指針として採択され、

内容を紹介する。

「今回の首脳会議で署名された憲章は一三章、五五条から成る。今回の首脳会議で署名された憲章は、五五条から成る。

「大田の道のでは、一川を体系的に明文化しただけでなく、新たな制度も盛め込んだ(参考文献④)。新たな制度導入に対しては加盟国には意見の違いがあり、EPG提言書提出から憲章草案完成に至い込んだ(参考文献④)。新たな制度導入に対しては加盟国にの音脳会議で署名された憲章は一三章、五五条から成る。

人権機関の設置

が明記された(一条、二条)。的と原則」において民主主義の推進、基本的自由・人権の尊重のは、人権に関する取り扱いである。憲章第一章の「組織の目のは、人権に関する取り扱いである。憲章第一章の「組織の目のは

る。しかし、その後実現の目処は立っていなかった。権機関の設置が最初に検討されたのは一九九三年のAMMであ至ったのが、ASEAN人権機関の設置である。ASEAN人一方、同提言書に具体的に明記されず、憲章では具体的明記に民主主義の推進、人権の尊重はEPG提言書でも明記された。

相が検討、決定するとした。
(一四条)。この条文では、人権機関の権限について今後、外憲章では独立条文扱いでASEAN人権機関の設置を明記したの設置そのものは提言されなかった(参考文献③)。しかし、設置の可能性について協議したことが明記されたが、人権機関設置の可能性について協議したことが明記されたが、人権機関

|月、カンボジアで開催されたAMMリトリート(AMMASEAN人権機関を設置するという基本合意は二○○七年

Retreat、非公式外相会議を指す)でなされた(Kyodo, 2 Mar. Roor)。しかし、この時点で、加盟国は人権機関の設置を憲章2007)。しかし、この時点で、加盟国は人権機関の設置を憲章2007)。しかし、この時点で、加盟国は人権機関の設置を憲章2007)。しかし、この時点で、加盟国は人権機関の設置を憲章2007)。これを受けて六月末のHLTFでは憲章に盛り込む組織原則として盛り込み、ASEAN人権メカニズムを設置するよう要請するものだった(参考文献⑤)、Jakanta Post, 29 Jun. 2007)。これを受けて六月末のHLTFでは憲章に盛り込む組織の内部機関(Organ)部分について討議、人権機関設置の項織の内部機関(Organ)部分について討議、人権機関の設置を憲章目を入れるかどうか話し合った(参考文献⑥)。

最後まで人権機関設置を憲章に盛り込むことに反対したのは、 (Philippine Daily Inquirer, 29 Jul. 2007、Business Times (Singapore), 27 Jul. 2007)。 (Singapore), 27 Jul. 2007)。 (Singapore), 27 Jul. 2007)。 (Singapore), 27 Jul. 2007)。

Bulletin, 31 Jul. 2007)。憲章草案策定に詳しい関係者の話によれラオスは人権機関の即時設置に難色を示していた(Manilaはなく小文字のbody)とした点である。ベトナム、カンボジア、人権委員会(commission)でもなく、機関(しかも、Bodyで物であった。一つは、人権メカニズム(mechanism)でもなく、物であった。一つは、人権メカニズム(mechanism)でもなく、へいの合意は二つの点においてASEAN加盟国間の妥協の産

七月三一日付)。 七月三一日付)。

の国内人権委員会も一定の役割を果たしたといえよう。説得を試み、ひとまず基本路線への合意を取り付けた。推進派しよう。推進派のインドネシア、フィリピンはミャンマーへの置を憲章に盛り込むという基本路線が敷かれたことは注目に値しかしながら、組織原則として人権尊重を挿入、人権機関設

加盟国間の内政不干渉原則の維持

う点。された(二条二項e)。この点が、EPG提言書と決定的に違された(二条二項e)。この点が、EPG提言書と決定的に違善憲章では組織原則に加盟国の国内問題への内政不干渉が明記

加盟国としての権利の一時停止を決定できるとした。 (参考文献③)。具体的には、加盟国に対し、違法かつ非民主の主義的な政治体制変更を拒否すること、加盟国の発展に深刻かっ主義的な政治体制変更を拒否すること、加盟国の発展に深刻か主義的な影響を及ぼす政策や措置の実施を慎むこと、加盟国が登守しなかった場合には制裁措置を科すとした。具体的には首脳会議が、義務に違反した加盟国の対し、違法かつ非民主脳会議が、義務に違反した加盟国に対し、違法かつ非民主が会議が、義務に違反した加盟国としての権利の一時停止を決定できるとした。

すること、加盟国の主権・領土保全・経済的・政治的安定に脅して、法治主義、良い統治、民主主義と立憲政治の原則を遵守憲章はこのEPG提言書の一部を採用した。加盟国の義務と

する記述は削除されている。提言書にあった、違法かつ非民主主義的な政治体制の変更に関関与しないことを挙げた(二条二項向・㎏)。しかし、EPG威を与えるような加盟国、非加盟国、非政府主体による政策に

内政不干渉原則の明記と関連して、憲章では、「(加盟国による)憲章の深刻な違反および不履行があった場合、問題は二〇条に付される」(五条三項)とし、二〇条四項で「違反・不履行の問題は首脳会議で審議、決定される」としている。しかし、任月末のAMMでは人権機関設置の合意形成を断念した印象があれ、加盟国の制裁措置については合意形成を断念した印象がある。その後、一〇月の高級事務レベル会合(Senior Officials を決定したとの報道があった(「毎日新聞」一〇月二三日付)。とを決定したとの報道があった(「毎日新聞」一〇月二三日付)。とを決定したとの報道があった(「毎日新聞」一〇月二三日付)。とを決定したとの報道があった(「毎日新聞」一〇月二三日付)。とを決定したとの報道があった(「毎日新聞」一〇月二三日付)。

Post, 15 Jun. 2007)。また、マレーシア、 タイはEPG提言書の「違法かつ非民主主義的な政治体制変更 ターが勃発、暫定的に軍事政権が成立した。このような状況下、 の政治変動でその姿勢を変えた。タイでは二〇〇六年、 である。ミャンマーは加盟国への制裁を示唆する項目の挿入に まとまる中、原則見直しを主張する側の意見は割れていたから 九○年代にASEANに加盟した国々が内政不干渉原則堅持で イは一九九八年、内政不干渉原則の見直しを主張したが、 の民主化を進めるインドネシアやフィリピンは先の人権問題と 反対した(*Philippine Daily Inquirer*, 29 Jul. 2007)。 一方、国内 になったのは、ミャンマー、ベトナム、カンボジアなど、一九 内政不干渉原則維持、制裁措置の事実上の見送りという結果 拒否」という文言に不満を表明したといわれる(Jakanta 加盟国間の内政不干渉原則見直しに積極的であった。タ シンガポールはこの問 クーデ

書に比べ、加盟国間の内政不干渉原則を重視する内容になった。得られず孤立することになった。その結果、憲章はEPG提言は一加盟国による意見表明にとどまった。推進派のインドネシ二一日付)。しかし、内政不干渉原則維持という合意のもとで二一日付)。しかし、内政不干渉原則維持という合意のもとでにして、日政主化を急ぐように要請した(『産経新聞』一一月題に明確な意思を表明しなかった。首脳会議でフィリピンはミ

法人格の確立と代表権

々な条約や協定を締結できるという意味である。 様に法人格を持つ国際組織(たとえば欧州連合(EU))と様のRSEANが組織として、国家(たとえば日本)あるいは、同に策定されたと述べた。その中心はASEANに法人格(legalに策定されたと述べた。その中心はASEANに規定するため 冒頭で、憲章はASEANという組織を法的に規定するため

述はなかった(参考文献③)。 憲章の第二章は法人格を規定しているが、その章を構成する といった(参考文献③)。 一つしかない。すなわち、「ASEANは政府間組織と の点について、EPG提言書では、ASEAN事務総長に与えてい の機関がASEANを代表して国際法を締結するかである。こ の機関がASEANを代表して国際法を締結するかである。こ の機関がASEANを代表して国際法を締結するかである。こ の機関がASEANを代表して国際法を締結するかである。こ の機関がASEANを代表して国際法を締結するかである。こ の機関がASEANを代表して国際法を締結するかである。こ の機関がASEANを代表して国際法を締結するかである。こ の機関がASEANを代表して国際法を締結するといった明確な記 のはど のが、その章を構成する

(加盟国外相によって構成)の決定に委ねるとある(四一条七段割を付与した(三二条d)。一方、ASEAN事務総長には域外国に対してASEANの見解を伝える(present)役割を付与した(三二条d)。さらに、域外協力に関する規定与している(一一条二項d)。さらに、域外協力に関する規定は、ASEANが域外国あるいは地域・国際組織を協定を締結する際、その締結手続きをASEANの議長国に域と協定を締結する際、その締結手続きをASEANの議長国に域

の手続きを決めるということである。項)。つまり、締結する国際法の性格や相手などに応じて、そ

ASEAN事務局のASEAN憲章担当官(Dr. Termsak Chalermpalanupap)によれば、憲章は議長国に代表権を付与していると解釈できるという。しかし、この問題に加盟国は最終のな結論を出しておらず、今後、追加議定書(supplementary的な結論を出しておらず、今後、追加議定書(supplementary的な結論を出しておらず、今後、追加議定書(supplementary的な結論を出しておらず、今後、追加議定書(supplementary的な結論を出しておらず、今後、追加議定書(Supplementary的な結論を出しておらず、今後、追加議定書(Dr. Termsakを制にどのように反映させるかについての詳細は今後話し合わな制にどのように反映させるかについての詳細は今後話し合わな制にどのように反映させるかについての詳細は今後話し合わな制にどのように反映させるかについての詳細は今後話し合わな制にどのように反映させるかについての詳細は今後話し合わな制に表情を表情を表情を表情にあると解析であるという。

受置)意思決定における外相の役割と常駐代表委員会の

と組織全体に関わる重要な決定も行う。 についての決定(五条、六条)、事務総長の 加盟国の憲章違反についての決定(五条、六条)、事務総長の 加盟国の憲章違反についての決定(五条、六条)、事務総長の 脳会議は最高意思決定機関として年二回開催され、加盟承認や が登襲された主な点は、首脳会議の役割である。首 と組織全体に関わる重要な決定を担う機関について明記している。E

N事務総長の役割についてである。 書と憲章の違いは外相で構成される会議、常駐代表、ASEAと、憲章に基づいて筆者が作成した組織図である。EPG提言図2と図3はそれぞれEPG提言書付属書に描かれた組織図

を構成する閣僚会議の一つとしてのAMMである(図2)。前準備する「ASEAN外相(会議)」と安全保障共同体評議会EPG提言書では外相による会議は二つあった。首脳会議を

図1 現行の組織図

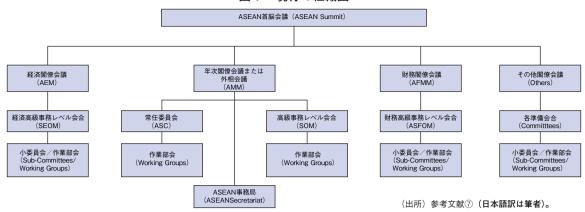


図2 EPG 提言書の組織図

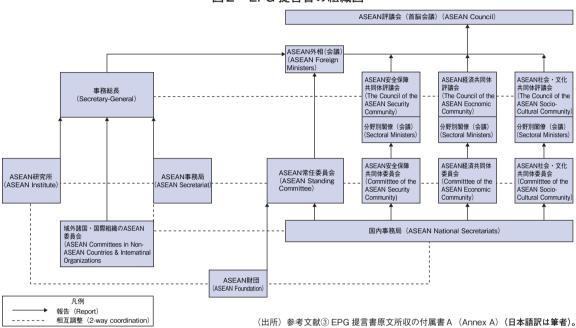
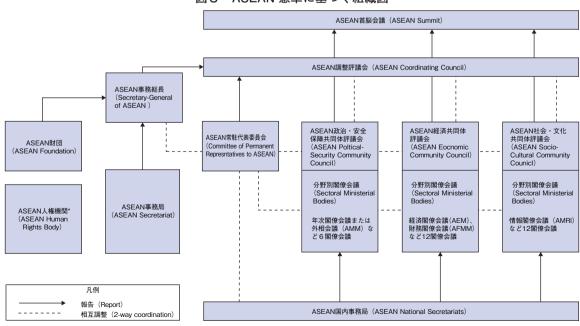


図3 ASEAN 憲章に基づく組織図



(出所)参考文献④をもとに筆者作成。

(注) * 他組織との関係等、詳細は未定。

その決定のための様々な提言を行う機能を担うとした。者の会議については、最終決定は首脳会議とした上で、外相は

EANとしての統一性を確保する(八条)役割である。 医ASEANの国際組織への参加決定(四五条二項)、そして、三 SEANの国際組織への参加決定(四五条二項)、そして、三 SEANの国際組織への参加決定(四五条二項)、そして、三 SEANの国際組織への参加決定(四五条二項)、そして、三 を政治・安全保障共同体評議会を構成する閣僚会議の一つ、A と政治・安全保障共同体評議会を構成する閣僚会議の一つ、A

会」を設置したことは注目に値する。 会」を設置したことは注目に値する。 を準備する役割を付したことは、首脳会議の下に置かれる複数の評議会ある。しかし、図2が示すように、EPG提言書では「ASEある。しかし、図2が示すように、EPG提言書が外相に首脳会議の政策を調整する役割も外相が担うことを示唆しているからでを準備する役割を付したことは、 EPG提言書が外相に首脳会議り違いはないのかもしれない。EPG提言書が外相に首脳会議実際には、EPG提言書と憲章で外相の実質的な役割にあま実際には、EPG提言書と

安全保障共同体評議会の下にあるAMMに以下の役割を明記また、憲章では、外相から構成されるもう一つの会議、政治

向上が図られている。 考文献③)。調整評議会の役割と同様、憲章では外相の地位の 孝文献③)。調整評議会の役割と同様、憲章では外相の地位の 外相による提言をふまえて首脳会議でなされるとしていた(参 関する決定(域外対話国、オブザーバーの地位の認定など)は とした。域外対話国の認定、域外対話国からのASEAN大使の

EPG提言書は加盟国がASEAN事務局のあるジャカルタに、 (図2)。 常駐代表はASEANの諸会合に各国的ない (図2)。

EPG提言書と憲章の第二の違いは常駐代表の扱いである

AN事務局との連絡等を行う(一二条)。 国内事務局(各加盟国政府外務省内に設置)との調整、ASE国内事務局(各加盟国政府外務省内に設置)との調整、ASE国常駐代表で構成されるASEAN常駐代表委員会を設置する国がし、憲章では加盟国は常駐代表をジャカルタに派遣、各

全保障共同体評議会の下に置かれるAMMではASEANの全を保障共同体評議会の下に置かれるAMMではASEANの全法動をレビューし年次報告書の作成などを行ってきた。EPG提言書は常駐代表の役割を明確にしない一方、このASCの役割は温存した(図2)。憲章ではASCを憲章本文から削除した(図3)。明示的ではないが、実質的な役割から判断するとASEAN常駐代表委員会はASCの常設化と考えられる。をASCは憲章の付属文書で政治・安全保障共同体評議会を構成する一閣僚会議であるAMMの準備会合となっている(参考文献®)。その意味で、AMMの準備会合となっている(参考なように、現行のAMMと、憲章で新たに設置された政治・安なように、現行のAMMと、憲章で新たに設置された政治・安なように、現行のAMMと、憲章で新たに設置された政治・安なように、現行のAMMと、憲章で新たに設置された政治・安なように、現行のAMMと、憲章で新たに設置された政治・安なように、現行のAMMと、憲章で新たに設置された政治・安全保障共同体評議会の下に置かれるAMMではASEANの全を保障共同体評議会の下に置かれるAMMではASEANの全

ASCは形骸化していくのかもしれない。がSOMによって一元的に担われていることを考えれば、今後、体の意思決定における位置づけが異なる。他の閣僚会議の準備

は注目に値する。 第三の違いは、ASEAN事務総長の役割である。EPG提 第三の違いは、ASEAN事務総長の役割である。EPG提 に付した。それは、設置が合意された紛争解決メカニズム(第 に付した。それは、設置が合意された紛争解決メカニズム(第 言を遵守しているかを監視する役割である。事務総長は監視結 言を遵守しているかを監視する役割である。事務総長は監視結 一、その運用面において事務総長に監視機能が付与されたこと し、その運用面において事務総長の役割である。EPG提 は注目に値する。

外相と首脳の役割を重視している。また、憲章では、特に組織全体に関わる重要な決定について、常駐代表委員会、ASEAN事務総長に新たな役割を与えた。以上、憲章は首脳会議を最高意思決定機関とし、調整評議会、

コンセンサスによる意思決定の温存

た用語は全て削除された。表決制、単純多数決、三分の二多数決、四分の三多数決といっ他の意思決定方法を探るとしている(二〇条二項)。しかし、も従来の意思決定方式で合意に至らなかった場合、首脳会議は

張が通る形となり表決制導入は見送られた。 Jul. 2007)。加盟国への制裁措置の場合と同様、 されていることである。たとえば、EPG提言書では加盟承認 う表現が、憲章ではすべて「コンセンサスによる決定」に統一 unarumity) と「コンセンサスによる決定」(by consensus) とい 国が反対した(Kyodo, 2 Mar. 2007、Philippine Daily Inquirer, 29 ンが当初から積極姿勢をみせていた(Business Times はEPG提言書作成を主導したインドネシア、そしてフィリピ 決制導入に反対する加盟国の意向でもあった。表決制の導入に 決制導入に消極的であったことを意味する。この「総意」は表 全加盟国政府(より具体的にはHLTF代表)の「総意」が表 は「全会一致」でなされるとした。しかし、憲章では「コンセ ンサスによる決定」に書き換えられている(六条三項)。全会 (Singapore), 27 Jul. 2007)。しかし、ミャンマーを含む複数の 一致は表決制の一つであり、全会一致を削除したということは、 興味深いのは、EPG提言書で明記された「全会一致」(by 新規加盟国の主

むすび

来の組織原則と意思決定手続きが維持されることになった。一、ベトナム、カンボジアなどの新規加盟国の対立であった。一、ベトナム、カンボジアなどの新規加盟国の対立であった。加盟国の国内問題に対する内政不干渉原則の堅持、加盟国への加盟国の国内問題に対する内政不干渉原則の堅持、加盟国への加盟国と、ミャンマ区は、インドネシアやフィリピンなどの原加盟国と、ミャンマ区は、インドネシアやフィリピンなどの原加盟国と、ミャンマ区は、インドネシアやフィリピンなどの原加盟国と、ミャンマ区は、インドネシアやフィリピンなどの病力の原力が表本的な構図は、インドネシアやフィリピンなどの新規が関係とその策定過程と、人工を表示を表示を表示している。

ただし、人権、民主主義を組織の目的・原則に掲げたこと、ただし、人権、民主主義を組織の目的・原則に掲げたことを特徴づける新たな制度になり得る。

最後に批准の問題を取り上げる。今回署名された憲章は全加 最後に批准の問題を取り上げる。今回署名された憲章は全加 最後に批准の問題を取り上げる。今回署名された憲章は全加 と述べ でいる(参考文献⑨)。しかし、フィリピンのアロヨ大統領は でいる(参考文献⑨)。しかし、フィリピンのアロヨ大統領は でいる(参考文献⑨)。しかし、フィリピンのアロヨ大統領は でいる(参考文献⑨)。しかし、フィリピンのアロヨ大統領は でいる(参考文献⑨)。しかし、フィリピンのアロヨ大統領は でいる(参考文献⑨)。しかし、フィリピンのアロヨ大統領は では、憲章の規定には曖昧な記述が散見された。憲章発効 後は、憲章の規定を具体化していく作業が開始される。 後は、憲章の規定を具体化していく作業が開始される。

《参考文献》

- ①山影進『ASEAN―シンボルからシステムへ』東京大学出版会、
- Department of Foreign Affairs, Manila, Philippines, Institutionalizing the ASEAN, 1975.
- 組み―賢人会議(EPG)による提言書を中心に」(『アジア経済』③鈴木早苗「ASEAN憲章(ASEAN Charter)策定に向けた取り

- 第四八巻第六号、二〇〇七年六月)。EPG提言書原文 Report of the Eminent Persons Group on the ASEAN Charter (http://www.ase-ansec.org/19247.pdf、一二月一七日ダウンロード)。
- ④ CHARTER OF THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NA-TIONS (http://www.aseansec.org/21069.pdf 「一月二〇日ダウンロード).
- ⑥ HLIF Advances with ASEAN Charter Draft, Continues Chapter on ASEAN'S Organs (http://www.aseanhrmech.org/news/hltf-advances-with-asean-charter-draft.html (| 月 | | 日 ダウンロード).
- ⑤ ILLUSTRATIVE ASEAN ORGANIZATIONAL STRUCTURE (ht www.aseansec.org/13103.htm、 一二月一二日ダウンロード).
- ® ANEEX 1: ASEAN SECTORAL MINISTERIAL BODIES (http://www.aseansec.org/21071.pdf 一一月二六日ダウンロード).
- ⑨ Chairman's Statement of the 13th ASEAN Summit, "One ASEAN at the Heart of Dynamic Asia" Singapore, 20 November 2007(http://www.aseansec.org/21093.htm、 | | 月 | | 日ダウンロード).